

# 「戦後女性史資料を含む行政文書の行方」<sup>1</sup>

## 1 2022年9月1日、神奈川県立図書館新本館に山川菊栄展示コーナー誕生

1982年 神奈川県立婦人総合センター、江の島に開館(知事部局、直営)。

(1991年から県立かながわ女性センター)図書室に山川菊栄文庫等(下記\*)設置。

2015年 同センター整理縮小後、神奈川県立かながわ男女共同参画センター(藤沢合同庁舎内)として開設。

神奈川県立図書館へ、県立かながわ女性センターの蔵書(図書約85000冊及び雑誌495タイトル等)移管に伴い、「女性関連資料室1・2」を開設。閲覧を開始。

2018年10月 「県立図書館の再整備の基本的考え方」<sup>2</sup>(教育委員会)に「社会・人文系の専門図書館」として山川菊栄文庫を含む女性関連資料の充実も明記される。

2022年9月1日、県立図書館新本館オープン、1階共生コーナーに「山川菊栄コーナー」開設。

### \* 山川菊栄文庫

1988年開設。山川菊栄の長男の振作氏(元東京大学教授:故人)から寄贈された蔵書。5132件(Opac検索結果)

### \* 旧労働省婦人少年局資料

「婦人関係等資料収集委員会」(山川菊栄名誉会長、藤沢市弥勒寺在住)による資料群。2224件(Opac検索結果、婦人局等の155点を含む)

『婦人少年局月報』(1-49号完揃)。元職員やゆかりの人々からの寄贈資料を含む。

### \* 旧国鉄労働組合婦人部資料 同上収集委員会による。

377件(Opac検索結果)「職員の配置転換に伴う処遇について」(鉄道総局職員局発行、1946年)等。戦時中、国鉄を支えていた女性や若年労働者が復員や経営改善の下で大量解雇されたことを物語る貴重な資料<sup>3</sup>

### \* 山川菊栄遺族から寄贈された関連資料(未整理)

現在、新本館オープンに伴う収蔵庫の再整備のため、山川菊栄関連資料(書簡約2000以上、写真、文書等)を年度末を目途に整理中。

### ○山川菊栄記念会の熱意と行動力

故・井上輝子代表、山田敬子事務局長、佐藤礼次事務局次長

### ○県立かながわ女性センター司書の高田泰子さんや館員の方々、恵まれた県立図書館の人事

⇒山川文庫や女性関連資料群の重要性を理解する人々の人間力が制度的な壁を越えて統合

## 2 旧「女性と仕事の未来館」保管・旧労働省婦人少年局等作成資料について

<sup>1</sup> 日本学術会議史学委員会歴史学とジェンダー分科会報告(2022年10月8日、zoomオンライン)

山口順子(オノレ情報文化研究所/山川菊栄記念会) onoreinfo@gmail.com

このレジュメは クリエイティブ・コモンズ表示 - 非営利 - 改変禁止 4.0 国際ライセンスで提供されています。

<sup>2</sup> [https://www.pref.kanagawa.jp/documents/52228/kihon\\_honbun.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/52228/kihon_honbun.pdf)<2022年10月2日>

<sup>3</sup> 高梨潔「神奈川県立図書館『日本国有鉄道労働組合婦人部資料』」(『神図協会報』253号、神奈川県図書館協会、2016年1月1日発行、山田敬子氏の御教示による。

## (1)背景

- 2000年 「女性と仕事の未来館」(東京港区、以下「未来館」)開館、所管は労働省女性局、一般財団法人女性労働協会(以下、協会)へ管理委託。  
労働省が保管していた資料と寄贈資料を合わせて、資料群を形成。ライブラリ(その後、資料室)で閲覧利用可能としていた。
- 2001年 省庁再編により厚生労働省雇用均等・児童家庭局(現雇用環境・均等局)へ継承。  
【2005年 公文書分類に広報資料が入り国立公文書館への移管対象となる(主管課長申合せ)】  
【2009年 公文書等の管理に関する法律制定】
- 2011年 「未来館」閉館、初代館長樋口恵子氏、2代館長渥美育子氏連名で就労支援事業継続の声明が出される。
- 2015年10月確認  
協会のWebサイト「女性就業支援バックアップナビ」<https://joseishugyo.mhlw.go.jp/>(厚労省委託事業、国の機関のドメインで公開、以下ナビサイト)上の「行政デジタルアーカイブ」として、旧労働省婦人少年局等作成行政資料をデジタル化(当初画像ファイルjpeg、現在はpdfファイル)検索閲覧ダウンロード可として公開。(ポスター、パンフレット、リーフレット、紙芝居、調査資料等3335件、『婦人と年少者』155を含む<2022年10月3日>)
- 【2022年 公文書等の管理に関する法律改正・6月施行、行政文書の管理に関するガイドライン2月閣議決定により改正、各省文書管理規則も4月改正】⇒ 1952年以前の歴史公文書保存強化  
2022年5月末から6月初旬  
譲渡計画をナビサイトで告知。詳細は「6月末」(7月中旬に延期)に公表としていた。
- 2022年7月20日  
譲渡事業の要項と対象資料リストが公表となる。10月14日まで申し込み。  
11月1、2日譲渡会を未来館で実施(リスト資料数約3000件、行政資料以外を含む<2022年9月10日>)。

## (2)旧労働省婦人少年局等作成資料の国立公文書館への移管状況

### ○厚生労働省移管文書の特徴

- ・省の意思決定に係る文書は少ない、労働省のほうが移管冊数が多い、戦没者等援護関係資料など、ある文書群を一括して移管する傾向、平成17年度以降、移管文書の種類、数量は増加。
  - ・労働省時代の婦人少年局、婦人局、女性局関連の文書は2008・2009(平成20・21)年度に25冊移管実績がある<sup>4</sup>。
- ⇒ 収受・発信文書番号簿、広報資料作成の番号簿、原議(決裁文書)はない。

### ○厚生労働省雇用均等・児童家庭局(現・雇用環境・均等局)の国立公文書館への移管実績 一覧図<sup>5</sup>

<sup>4</sup> 本村慈「厚生労働省移管文書の特徴」『北の丸』48号、2018年、p21及び註21<2022年6月>

<sup>5</sup> 山口順子作成「労働省婦人少年局等作成資料・文書の国立公文書館移管状況一覧図」(2022年9月、goolspreadsheetファイル)<https://researchmap/onoreinfo>内で後日公開予定。

・雇用均等・児童家庭局(大臣官房からもあり)からの広報資料(ポスター、パンフレット、リーフレット、小冊子)の移管時期は2005(平成17年)から2010(平成22年)まで確認できる。

・その後は、件名に「広報」、「啓発」とある文書の中に含まれていると推測される。

例:「男女雇用機会均等法に係る広報・啓発原議」

・件名に「調査」が入る文書の移管時期は、2010(平成22)年と2016(平成28)年に集中。

・未来館設置にかかる文書(労働省女性局の決裁文書)の移管はまだ行われていない状態であり、協会への委託事業契約に関する文書も少ない。(5年保存で廃棄か)

・現在、eGovから「行政文書ファイル管理簿」検索を通じて、文書の作成・取得から保存期間終了後、国立公文書館への移管又は廃棄の流れは、Web公開となっている。

○他省庁から移管された婦人少年局の文書の例(予算、人事案件以外)

勤労婦人福祉法の制定に関する覚書について[昭60農水00123100](昭和47年農林省作成)

「婦人と職業－職業婦人の世論調査－(国立世論調査所、労働省婦人少年局)」[平14内閣00074100]第3回婦人週間開催要綱 [平14内閣00132100]等

### 3 女性史資料を含むデジタルアーカイブの連携・横断検索化への課題

○ジャパンサーチ<https://jpsearch.go.jp>(多様なデジタルアーカイブと連携し、コンテンツをまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォーム)<sup>6</sup>。連携機関98のうち、女性関連施設は皆無である。

○理由として、女性関連施設においてデジタルアーカイブを作ってもコンテンツへのメタデータ付与がないことがあげられる。その必要性の認識がないか、付与する予算不足か。

○メタデータとは、ID、タイトル/名称、年代、作者、提供者、URL等、分野横断で共通する項目であり、書誌データベースや、デジタル化したコンテンツに埋め込む、いわば奥付のようなもの。ジャパンサーチ実施機関(国立国会図書館)は、連携元機関から送付されたメタデータを読み込んで、統一規格に変換し、横断検索を実現している<sup>7</sup>。

○2で言及した、ナビサイトで公開している「行政デジタルアーカイブ」の場合

単体の協会サイトでは機能しても、メタデータがないため、連携はむずかしい。

保存と公開維持の方法は、①DVDやHDDでの国立公文書館への移管②国立国会図書館へのWeb納本、③同館Webサイト保存・Warp事業(ただしトップページから個別コンテンツへのリンクが必要)がある。

<sup>6</sup> 2020年8月から正式版公開。デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会による。システムは国立国会図書館が管理している。書籍・公文書・文化財・美術・人文学・自然史/理工学・学術資産・放送番組・映画など。

<sup>7</sup> 「ジャパンサーチの連携方法(簡易版)」ジャパンサーチサイト内

[https://jpsearch.go.jp/static/pdf/cooperation/renkei\\_simple\\_20201124.pdf](https://jpsearch.go.jp/static/pdf/cooperation/renkei_simple_20201124.pdf)<2022.10.2>

## 4 まとめ

労働省婦人少年局設立から75年目の、二つの女性関連施設(公設公営と官立民営)の閉館後の事象が照射していることは何か。

### 【参考】

公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号、令和4年改正施行)

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=421AC0000000066>

### (目的)

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

### 「厚生労働省行政文書管理規則」(令和4年4月1日一部改正)

厚生労働省サイト「公文書管理」内 <https://www.mhlw.go.jp/content/000500769.pdf>

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準より抜粋

以下の【Ⅰ】～【Ⅳ】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館に移管するものとする。

【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

(略)

2 具体的な移管・廃棄の判断指針 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1)から(2)略

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書 昭和27年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約(昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得された文書であり、1の【Ⅰ】【Ⅲ】【Ⅳ】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4)以下、略

---

参照サイトリスト(本文と註に前掲以外)

国立公文書館 <https://www.archives.go.jp/>

国立国会図書館 <https://www.ndl.go.jp/>

eGov(イーゴブ)ポータル <https://www.e-gov.go.jp/> 内の文書管理サイト

山川菊栄記念会サイト <https://yamakawakikue.org>

